

平成26年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証表(総括)

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(平成24年滋賀県条例第66号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成26年度の滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

1. 施策の体系

中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

- ①将来において成長発展が期待される分野における中小企業の参入および事業活動の促進
- ②県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進
- ③中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ①中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成
- ②中小企業の経営の安定および向上
- ③中小企業の創業および新たな事業の創出の促進
- ④中小企業者が供給する物品・役務等に対する需要の増進

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ①ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大
- ②小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大
- ③観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大
- ④産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

2. 取り組みの状況

- ・中小企業の自らの成長を目指す円滑化では、淡海環境プラザ管理運営費ほか計21事業を実施。
- ・中小企業の経営基盤の強化では、女性の活躍推進応援事業ほか計63事業を実施。
- ・産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化では、伝統的工芸品月間等参加事業ほか計57事業を実施。
- ・中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進では、未来成長拠点形成事業ほか計9事業を実施。

3. 事業の評価、総括

○総括

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	74	49.3%
実施状況Bの事業	62	41.3%
実施状況Cの事業	8	5.3%
実施状況Dの事業	6	4.0%
合計	150	100.0%

【実施状況の評価の考え方】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況……………100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況……………75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況……………50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況……………50%未満

○中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	12	57.1%
実施状況Bの事業	6	28.6%
実施状況Cの事業	2	9.5%
実施状況Dの事業	1	4.8%
合計	21	100.0%

○中小企業の経営基盤の強化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	27	42.9%
実施状況Bの事業	30	47.6%
実施状況Cの事業	4	6.3%
実施状況Dの事業	2	3.2%
合計	63	100.0%

○産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	31	54.4%
実施状況Bの事業	21	36.8%
実施状況Cの事業	2	3.5%
実施状況Dの事業	3	5.3%
合計	57	100.0%

○中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	4	44.4%
実施状況Bの事業	5	55.6%
実施状況Cの事業	0	0.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	9	100.0%

4. 評価と課題

中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

総括

水環境ビジネスや「滋賀健康創生」特区の取り組みが推進されるなどビジネスの芽が着実に育っており、また、中小企業の海外展開における環境整備の面においても、現地政府機関や民間企業との協力関係が構築されるなど充実が図られているところであり、今後は、具体的なビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

- 水環境ビジネスにおいては、県内企業の取組の発信やビジネスマッチング機会の創出を通じ2件のプロジェクトがJICAや環境省の事業採択を受け実施されるとともに、平成25年度に指定された「滋賀健康創生」特区において、総合特区制度の財政支援措置を受ける2件目の事業が構築されるなど、将来において成長発展が期待される分野での事業が促進され、着実に成果が表れてきている。
- 中小企業の海外展開支援については、ベトナム・ホーチミン市との覚書の締結や、損害保険会社と産業支援プラザ、県との3者間で協定を締結するなどを行ったところである。今後は、現地のニーズの丁寧な把握に努め、県内企業とのきめ細かなマッチングを行い、具体的なビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

総括

商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営改善に一定の成果が得られているが、依然として、企業ニーズにあった人材の確保および育成、販路開拓支援、創業支援などが求められており、これらの課題等の解決に向けて、引き続き、きめ細かな支援を実施していくことが求められる。

- 滋賀マザーズジョブステーションやおうみ若者未来サポートセンターを通じた就職者数が、目標値を上回るなど、着実に成果が現れてきているが、女性の活躍促進や若者の就労支援に引き続き取り組んでいく必要がある。
- 産業支援プラザや商工会等の相談窓口や経営指導員による地道な経営指導により、経営改善の一定の成果が得られた。また、中小企業における再生可能エネルギー設備や省エネ設備等への補助を通じて、経営の合理化などが図られた。資金貸付においては、中小企業者のニーズに応じた貸付けメニューを整備するなど、中小企業者の多様な資金需要に対応できたが、引き続き、中小企業者の金融の円滑化に資するよう取り組む必要がある。
- コラボしが21インキュベーション施設やSOHO型ビジネスオフィスの利用により、新たな事業が着実に育っているが、依然として、開業率は低迷しており、更なる創業支援に努めていく必要がある。

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

総括

企業のコア技術を活かした新事業へのチャレンジ支援や企業ニーズに沿った開放用機器導入による支援により、ものづくり産業を担う中小企業の研究開発が促進されるなど成果があらわれているが、小規模事業者に対しては、よりきめ細かな支援が求められる。

また、引き続き、地場産業の活性化、商店街の活性化、介護人材確保などへの支援が求められていることから、地場産業振興、商店街振興、介護サービスなどの産業分野に即した支援施策等に取り組む必要がある。

- 企業情報シート作成、企業のコア技術を活かした新事業へのチャレンジ支援、企業ニーズに沿った開放用機器導入による支援により、自社の強みや弱みの再発見や研究開発の促進などの成果を得ることができたが、小規模事業者に対しては、引き続き、きめ細かな支援をしていく必要がある。
- 地場産業については、地場産業団体や産地組合のブランド構築などへの取組支援を行ったが、さらに県内外への地場産品の魅力発信や新商品開発の支援等を通じて、活性化につなげるよう取り組む必要がある。
- 商店街の空き店舗率は増加しているが、商店街での創業支援により実際に開業した者が現れるなど、一定の成果が出ている。今後も、空き店舗活用の促進、開業者の立ち立ちまでの支援、商店街の効果的な魅力発信などを総合的に展開し、より一層の振興に努める必要がある。
- 様々な観光促進策により、県内宿泊観光客が増えるなどの成果が現れており、その来訪者の増加を、中小企業の事業機会の拡大につなげていく必要がある。

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

総括

農商工連携事業や6次産業化ネットワーク活動事業を実施する中で、より一層、成果をあげていくためには、農業者と商工業者の更なる連携が求められている。また、産学官連携推進事業では、連携の場の提供にとどまらず、成果の事業化を見据えたプロジェクトの構築が必要となっている。

また、初めて開催した「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」事業では、多様な関係者と連携しながら、62機関において、210事業を実施し、“ちいさな企業”が担う役割や魅力の発信、“ちいさな企業”への施策の周知を図ることができた。